

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後			現 行		
(略)			(略)		
<u>附則</u> <u>この規程は、令和7年11月1日から施行する。</u>					
別表 1 保険適用外の料金			別表 1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	アブリスボ筋注用1V	29,480	処置料等	アブリスボ筋注用1V	29,480
	頭蓋形状矯正ヘルメット療法（新設）	436,590（新設）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】					
脳神経外科で実施する「頭蓋形状矯正ヘルメット療法」の自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。					